

市第29号議案

横浜市旧上瀬谷通信施設地区活用事業審査委員会条例の 制定

横浜市旧上瀬谷通信施設地区活用事業審査委員会条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市旧上瀬谷通信施設地区活用事業審査委員会条例 （設置）

第 1 条 横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業における保留地等に係る事業提案を公募し、旧上瀬谷通信施設地区における郊外部の新たな活性化のための拠点の形成を推進する事業（以下「旧上瀬谷通信施設地区活用事業」という。）の適正な実施を図るため、市長の附属機関として、横浜市旧上瀬谷通信施設地区活用事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 旧上瀬谷通信施設地区活用事業の提案の募集に関すること。
- (2) 旧上瀬谷通信施設地区活用事業の提案の審査に関すること。
- (3) その他旧上瀬谷通信施設地区活用事業に関し市長が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 市長は、委員会に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業における保留地等に係る事業提案を公募し、旧上瀬谷通信施設地区における郊外部の新たな活性化のための拠点の形成を推進する事業の適正な実施を図る目的で、市長の附属機関として横浜市旧上瀬谷通信施設地区活用事業審査委員会を設置するため、横浜市旧上瀬谷通信施設地区活用事業審査委員会条例を制定したいので提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

第 138 条の 4 （第 1 項及び第 2 項省略）

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第 202 条の 3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

